

# 外国公務員贈賄を巡る動向について

2022年8月

経済産業省知的財産政策室

# 1. 不正競争防止法の「外国公務員贈賄罪」とは

- 外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等を行うことを禁止（第18条第1項）
- OECD外国公務員贈賄防止条約に基づき規定

## 不正競争の定義（第2条）

① 周知な商品等表示の混同惹起 (1号)	② 著名な商品等表示の冒用 (2号)	③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供 (3号)	④ 営業秘密の侵害 (4号～10号)	⑤ 限定提供データの不正取得等 (11号～16号)	⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供 (17号・18号)	⑦ ドメイン名の不正取得等 (19号)	⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示 (20号)	⑨ 信用毀損行為 (21号)	⑩ 代理人等の商標冒用 (22号)
民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)						民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)			

## 国際約束に基づく禁止行為

1 外国国旗、紋章等の不正使用 (16条)	2 国際機関の標章の不正使用 (17条)	3 外国公務員等への贈賄 (18条)
刑事的措置のみ		



## 外国公務員贈賄罪に該当すると…



自然人



5年以下の懲役

500万円以下の罰金



法人



3億円以下の罰金

# (参考) 不正競争防止法 (関連部分)

(目的)

第一条 この法律は、**事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保**するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

第十八条 **何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。**

2 (略)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～九 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

一～六 (略)

七 第十六条、第十七条又は**第十八条第一項の規定に違反した者**

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号又は第三号の罪を犯した者

二・三 (略)

4～7 (略)

8 **第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。**

9～12 (略)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 前条第三項第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、…（略）… 十億円以下の罰金刑

二 前条第一項第一号、…（略）… 五億円以下の罰金刑

三 **前条第二項** **三億円以下の罰金刑**

2・3 (略)

## (参考) OECD外国公務員贈賄防止条約 (関連部分)

### (1) 外国公務員に対する贈賄 (第1条)

締約国は、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又維持するために、外国公務員に対し、金銭上又はその他の不当な利益を申し出、約束し又は供与することを、**自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置**をとる。(不正競争防止法第18条 等)

### (2) 法人の責任 (第2条)

締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について**法人の責任を確立**するために必要な措置をとる。(不正競争防止法第22条)

### (3) 制裁 (第3条)

締約国は、外国公務員に対する贈賄について、**効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科し、また、賄賂及び贈賄を通じて得た収益等の押収若しくは没収又は同等な効果を有する金銭的制裁の適用のために必要な措置**をとる。(不正競争防止法第21条及び第22条)

### (4) 裁判権 (第4条)

締約国は、自国の領域内において外国公務員に対する贈賄が行われた場合においてこの犯罪についての自国の裁判権を設定する。また、**国外において自国の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、同一の原則により、外国公務員に対する贈賄についても、国外において自国民によって行われた場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置**をとる。(不正競争防止法第21条第8項 等)

### (10) 監視及び事後措置 (第12条)

締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力し、事後措置の計画及び費用を負担する。当該計画は、締約国がコンセンサスにより別段の決定を行わない限り、国際商取引における贈賄に関する作業部会の枠組みにおいて、その付託事項に基づき、実行する。

(出典) 外務省HP <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/komuin.html>>

## 2. OECD対日審査と経済産業省での取り組み

- OECD外国公務員贈賄防止条約（12条）に基づき、締約国の条約の履行状況を定期的に審査。

### 対日審査

### 経済産業省での取り組み

（不正競争防止法改正）

1998

外国公務員贈賄罪創設

1999

外国公務員贈賄罪の定義の変更と適用除外の削除、  
公的な企業の定義拡大

2001

属人主義の導入

2004

自然人の制裁引き上げ  
（結果として、時効期間が延長）

2005

2006

法人の時効期間に関する規律の導入  
（結果として、法人の時効期間が延長）

2011

このほかに

- 「外国公務員贈賄防止指針」の策定及び改訂
  - 「外国公務員贈賄防止に関するパンフレット」の策定
  - 「外国公務員贈賄防止指針のてびき」の策定
  - 「外国公務員贈賄防止総合窓口」の設置
  - セミナーでの講演
- 等を行い、普及啓発にも努めてきているところ。

2019

### 第1期審査

条約締結国の実施法の整合性

### 第2期審査

実施法の運用状況（実効性）

### 第3期審査

執行面に重点

### 第4期審査

捜査・執行・法人責任に重点

### 3. 外国公務員贈賄防止に関する研究会での検討

#### 第4期対日審査（2019年1月～6月）

- 対日審査の結果、2019年7月に第4期対日審査報告書※1が公表。
- 指針の改訂、スモール・ファシリテーション・ペイメント（Small Facilitation Payments: SFP）の定義と範囲の明確化についての勧告に加え、以下の4つの優先勧告がなされた。
  - ① **自然人の罰金額上限の引き上げ**
  - ② **法人の罰金額上限の引き上げ**
  - ③ **公訴時効期間の延長**
  - ④ **外国人従業員に対する管轄権の確保**

※1 第4期対日審査報告書の全文（英語）：<https://www.oecd.org/corruption/anti-bribery/OECD-Japan-Phase-4-Report-ENG.pdf>  
仮訳：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22\\_003284.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_003284.html)

#### 外国公務員贈賄防止に関する研究会（2020年1月～7月）

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」を開催し、指針改訂、中小企業用啓発マテリアルの策定のほか、優先勧告への対応について議論。
- 2021年5月、パブコメを経て、指針の改訂版、指針のてびき※2と併せて研究会報告書を公表。優先勧告については、**現行法制でも条約の履行義務を果たしていること、我が国刑事法制の整合性の観点から制度的手当が困難である勧告内容も含まれること等から、制度的手当については慎重な意見が多かった。**



※2 外国公務員贈賄防止指針のてびき：  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/pdf/zouwai\\_shis\\_hin\\_tebiki.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/zouwai_shis_hin_tebiki.pdf)

## 4. 今回WGの設置趣旨・議論の必要性

### (1) 国際的な関心の高まり

- 近年、公正で透明なルール整備への関心が高まる中、G20やIPEF等といった**国際枠組において、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備の構築に関する記載が盛り込まれ、我が国としてもコミット。**

### (2) 勧告への対応の必要性

- 我が国は、条約加盟以降、これまでも勧告に対して真摯に対応をしてきており、国際約束を着実に履行する観点から、今次勧告についても、適切に対応していく必要がある。第4期審査の勧告を受けた他国（ドイツや韓国等）も、現在、勧告に基づきその履行に取り組んでいるところ、我が国としても、過去の研究会における慎重な意見を踏まえつつも、**勧告を履行する方策について検討を進める必要がある。**（なお、仮に、我が国が、勧告に基づいた対応を行わない場合、OECDの定めるモニタリングガイドに基づき、日本企業に直接的に不利益を生じさせる措置が講じられる可能性もある\*。）



**国際約束の着実な履行、国内法のレベルをグローバル水準としていくことにより、腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信する、といった観点から、制度的手当について継続的に議論を進める必要。**

### 産業構造審議会不正競争防止小委 中間整理報告（2022年5月）

- 優先勧告に係る論点を外国公務員贈賄罪の制度課題として取り上げ、**将来的な制度的手当に向けて継続的に議論を進める旨記載。**

\* 例えば、第4期審査に向けて策定されたモニタリングガイドでは、OECD贈賄作業部会が、「被審査国が条約または関連する法律文書を十分に実施していないため、その国の企業に対するデューデリジェンス（DD）の強化が正当化される」旨を忠告する声明を発表できるとする措置（Due Diligence Warning）を講じることができるとしている。仮に当該措置が発出された場合、各国が日本企業への追加的なDDを求める措置を講じる等、日本企業の海外での事業活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。

## (参考) 国際枠組みにおける腐敗防止関連記載

### G20ローマ首脳宣言 (2021年11月1日)

G20諸国が、外国公務員に対する贈賄を含む贈収賄を犯罪化する関連する義務を遵守するために、規制及び法律を適合させ、国内外の贈収賄を効果的に防止、発見、捜査、起訴及び制裁するための取組を強化することを確保する。我々は、全てのG20諸国がOECD外国公務員贈賄防止条約を遵守する可能性を期待して、行動計画の期間における具体的な取組を示し、腐敗の防止に関する国際連合条約第16条に沿って外国公務員贈賄を犯罪化しかつ外国公務員贈賄防止法制を執行することに向けた我々の行動に関する情報を共有する。

### 繁栄のためのインド太平洋経済枠組み (IPEF) に関する声明 (2022年5月23日)

税・腐敗防止：我々は、インド太平洋地域における租税回避及び腐敗を抑制するために、既存の多国間の義務、基準、及び協定に沿った、効果的で強固な税制、マネーロンダリング防止、及び贈収賄防止制度を制定し、施行することにより、公正な経済を促進することにコミットする。これには、説明可能かつ透明性のある制度を促進するための知見の共有や能力構築支援等を模索することが含まれる。

# (参考) 産業構造審議会不正競争防止小委 中間整理報告

## 「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」

### 2. 外国公務員贈賄罪の規律の強化

不競法では、国際約束に基づく禁止行為として、OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づき、外国公務員贈賄罪を規律している（同法第 18 条第 1 項<sup>37)</sup>。平成 10 年に、不競法を改正し同罪を規定して以降も OECD 贈賄作業部会の相互審査等に対応する形で、順次、規律の強化を図るとともに、国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として、「外国公務員贈賄防止指針」等を作成し、普及啓発を行うことによって、未然の防止策にも力を入れてきたところである。

一方で、直近、2019 年に実施された第四次対日審査報告において、他の加盟国との比較において罰金額が低廉にとどまっていること、また、過去の事案において時効の完成により法人が起訴されなかったことがあること、更には、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し日本企業を起訴する管轄権を有していない、といった指摘とともに、同罪に係る規律を、更に高いレベルとするよう制度的手当を行うべき、との勧告を受けている（「自然人及び法人に対する罰金額の上限の引上げ」（勧告 12.a、15.a）、「公訴時効の延長」（7.c）、「外国従業員に対する管轄権の確保」（14.b））<sup>38)</sup>。

同対日審査報告書の勧告を受け、2020 年 1 月～7 月にかけて経済産業省において開催した「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、現行法制でも条約の履行義務を果たしていること、または、我が国刑事法制との整合性の観点で制度的手当が困難であるものも含まれること等から、慎重な意見が多い状況であった<sup>39)</sup>。しかしながら、国際約束の着実な履行の観点、また、何よりも、我が国の腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信し、国際的な議論・取組をリードするとの観点から、過去の研究会の議論も十分に参酌しながらも、将来の制度的手当に向けて、本小委員会において継続的に議論を進めることとする。

<sup>37)</sup> 同罪は、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために贈賄等行為をすることを禁止しており、これに反した場合には、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金（法人は 3 億円以下の罰金）が課されることとされている。

<sup>38)</sup> 第四期対日審査報告書全文（英語）は以下 HP から参照。

<http://www.oecd.org/corruption/anti-bribery/OECD-Japan-Phase-4-Report-ENG.pdf>

<sup>39)</sup> 同報告書について、以下 HP から参照。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/anti\\_bribery/pdf/20210512\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/anti_bribery/pdf/20210512_1.pdf)

## 5. 外国公務員贈賄罪の適用事案について

- 平成17年改正による罰則引上げ後※1に訴追された事例は8件※2。(令和4年5月時点)

※1 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科なし） ➡ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科あり）

※2 このほか、平成17年改正前の外国公務員贈賄罪が適用され、訴追された事案が1件存在。

### <適用事例>

(出典)「外国公務員贈賄防止指針(令和3年5月改訂版)」を基に作成

	事件名	判決日	事案概要
1	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都内に本店を置く被告人会社の従業員等であった4名が、ベトナム・ホーチミン市における幹線道路建設事業に関するコンサルタント業務受注に対する謝礼等の趣旨で、同事業担当幹部に対して、計約80万ドルを供与。</li> <li>被告人4名に、それぞれ<b>懲役2年6月、懲役2年、懲役1年6月、懲役1年8月（それぞれ執行猶予3年）</b>。ただし、うち1名については別件詐欺罪を含む。)、被告人会社に<b>罰金7,000万円</b>。</li> <li>外国公務員贈賄罪における<b>初の両罰規定適用事案</b>。</li> </ul>
2	中国の地方政府幹部に対する不正利益供与	2013/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県に本店を置く自動車関連部品製造事業等を営む株式会社の元専務が、中国の現地工場の違法操業を見逃してもらうなどするため、地方政府の幹部に対して、約42万円相当の金銭（香港ドル）及び女性用バッグ（約14万円相当）を供与。</li> <li>被告人に<b>罰金50万円</b>。</li> </ul>
3	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都に本店を置く鉄道コンサルタント事業等を営む株式会社の元社長ら3名が、被告人会社が有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、対ベトナム円借款事業に関し、ベトナム鉄道公社関係者に約7,000万円の日本円を、対インドネシア円借款事業に関し、インドネシア運輸省鉄道総局関係者に合計約2,000万円相当の金銭（日本円及びルピア）を、ウズベキスタン円借款事業に関し、ウズベキスタン鉄道公社関係者に約5,477万円相当の金銭（米国ドル）をそれぞれ供与。</li> <li>被告人3名に対し、<b>懲役2年（執行猶予3年）、懲役3年（執行猶予4年）、懲役2年6月（執行猶予3年）</b>、被告人会社に対し<b>9,000万円の罰金</b>。</li> </ul>

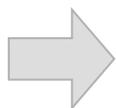
## 5. 外国公務員贈賄罪の適用事案について

(出典)「外国公務員贈賄防止指針(令和3年5月改訂版)」を基に作成

	事件名	判決日	事案概要
4	タイ王国公務員に対する不正利益供与	2019/3 2019/9	<ul style="list-style-type: none"><li>タイ王国で火力発電所の建設工事を請け負っていた日本企業の元執行役員等の3名が、タイ王国において、現地のパワープラントに関する資材の荷揚げに関する許可に係る便宜を受けるため、現地の下請業者から派遣された者を介して、タイ運輸省の公務員に1,100万タイバーツ(約3,993万円相当)を供与。</li><li>被告人2名に<b>懲役1年6月(いずれも執行猶予3年)</b>。被告人1名に<b>懲役1年4月(執行猶予3年)</b>。</li></ul>
5	在福岡ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与	2019/12	<ul style="list-style-type: none"><li>日本在住のベトナム人が、ベトナム人の在留資格の申請に必要な書類を交付してもらうために、在福岡ベトナム総領事館の領事(当時)に現金(計15万円)を供与。</li><li>被告人に<b>罰金50万円</b>。</li></ul>
6	ベトナム税関職員に対する不正利益供与	2020/1	<ul style="list-style-type: none"><li>電子機器製品の販売等を業とする現地法人社長(当時)が、通関の違反をめぐる追徴金を減額させるなど有利な取り計らいを受けるため、ベトナムのハイフォン市税関局の幹部職員2人に15億ドン(約735万円)を供与。</li><li>被告人に<b>罰金100万円</b>。</li></ul>
7	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与及びその約束	2020/6	<ul style="list-style-type: none"><li>日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事(当時)に現金(約10万円)を供与するなどした。</li><li>被告人に<b>罰金50万円</b>。</li></ul>
8	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与の約束	2020/7	<ul style="list-style-type: none"><li>日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事(当時)に現金(計14万円)を供与する約束をした。</li><li>被告人に<b>罰金50万円</b>。</li></ul>

## 6. 今後のスケジュール（予定）

スケジュール	議題
第1回 8月1日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none"><li>外国公務員贈賄を巡る動向について</li><li>自然人・法人に対する制裁の在り方</li></ul>
第2回 9月14日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none"><li>公訴時効の在り方</li><li>法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方</li></ul>
第3回 10月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>各論の方向性</li></ul>
第4回 11~12月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>検討結果の取りまとめ</li></ul>



その後、不正競争防止小委員会に取りまとめた内容を報告。  
小委員会で報告書案を作成し、パブコメを経て、報告書を公表。

**(参考)**

**外国公務員贈賄防止に関する研究会**

# (参考) 第4期審査における優先勧告：財産的制裁（勧告12.a., 15.a.）

## ● 現状の罰金額

- 自然人：500万円以下
- 法人：3億円以下

### <OECD贈賄作業部会の課題意識>

- **実際の事案における罰金額が他国と比べて低額**に留まっている。
- 懲役刑と罰金刑が併科されたケースがない。
- いずれの事案も懲役刑が執行猶予付となっている。
- **日本の法定刑（罰金額）は、条約3条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていない。**

[第4期対日審査報告書 P36-P38]

- 法人に対する罰金額（の上限額）は、**①日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、②他国の罰金額と比べても、低額にとどまっている。**

- 訪日審査の過程で民間の参加者より以下のコメントが得られた。
  - ✓ 独禁法や証券取引法等と比べて罰金額が低額。これが企業が腐敗防止対策を真摯に実施しないことの1つの理由となっている。
  - ✓ 米国FCPAやUKBAと比べて罰金額が低額であることから、企業は、国内法よりも他国の法令を意識している。（但し、レピュテーションリスクを鑑みれば現状の罰金額で十分との指摘もある。）

[第4期対日審査報告書 P75-P76]

### <勧告内容>

12. 制裁及び没収について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった**自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。**

b. (1) 外国公務員贈賄事案において、適当な場合には懲役刑と罰金刑の双方を課すこと、また(2) 外国公務員贈賄において実務上自然人に課される制裁が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するため、法執行機関や裁判官へのガイダンスや訓練を通じたものを含め、必要なすべての措置を執ること。

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、**課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。**

b. 外国公務員贈賄事案において、法人に対して実務上課される制裁が効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものであることを確保するために、法執行機関や裁判官に対するガイダンスや訓練を含め、速やかに全ての必要な措置を執ること。

## (参考) 財産的制裁 (勧告12.a., 15.a.) : 研究会における議論

勧告 1 2 ( a ) : 外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。

勧告 1 5 ( a ) : 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供すること。

- **自然人の法定刑** : 自国公務員に対する贈賄罪と比して現状の法定刑でも十分であること等から、直ちに法定刑の引き上げを行うことについては否定的な意見が大半。

(研究会での関連意見)

- 実際の事案での罰金額が低いことと法定刑の上限額とは特段の関連性はない (法定刑の上限額を引き上げても直ちに実際の事案での罰金額が引き上げられることは考えにくい) 。
- 自然人は個人の利得のためではなく企業の利益のために贈賄行為を行うことが想定されるところ、自然人に過大な刑罰を科すことが抑止力につながるとは考えにくい。
- 現状でも、懲役刑との併科可能となっており、自然人への制裁としては十分。

- **法人の法定刑** : 中小企業者にとっては現行の法定刑の上限額でも十分な抑止力となっていること、入札資格のはく奪、レピュテーションリスクのインパクト等、実際の罰金額以外の要素も踏まえ、慎重に検討すべき。罰金スライド制※の導入についても、外国公務員贈賄罪に関し、罰金額の根拠とするに相応しい基準を見出し得るかにして慎重な検討が必要。 ※商取引額や不当利得の額等をベースとして、罰金額の上限を規定する制度

(研究会での関連意見)

- 他法令と並べてみると確かに 3 億円というのがいいのかどうかというのは考える必要はあるかもしれない。
- 3 億円という法定刑の上限額は、中小企業からすると十分に高い。

## (参考) 第4期審査における優先勧告：時効の延長（勧告7.c.）

### ● 現状の時効期間

- 懲役刑が5年以下であるため、刑事訴訟法第250条第2項に従い、時効期間は5年
- 法人についても不競法22条3項の規定により5年

### <OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 外国公務員贈賄罪に関する公訴時効期間は5年となっているところ、被疑侵害者が、国外にいる場合には時効の進行が停止されるが（刑法第255条）、捜査の開始や捜査共助の申し入れ等によっては時効の進行は停止しない。
- 他の経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法・所得税法等）に関する時効期間は、7年となっているものが過半を占める。
- 第3期以降、10件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっている。6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケースだが、残る4件は捜査に着手していたにも関わらず時効が完成したもの。
- 法執行機関にとって正式の捜査開始の遅れ（例えばMLA（捜査共助）の要請をしたにも関わらず相手国側で捜査が開始されない等）等も考えられるところ、時効の延長・あるいは捜査の間公訴時効期間を停止するといった措置を検討すべきではないか。
- 少なくとも1件の外国公務員贈賄事案で、時効の完成により法人が起訴されなかった。

[第4期対日審査報告書 P56-P57、P72]

### <勧告内容>

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。
- c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

## (参考) 時効の延長 (勧告7.c.) : 研究会における議論

勧告7 (c) : 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること, 又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入すること。

- 刑事訴訟法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑の最も重い刑が基準となっているところ、公訴時効期間を延長することを目的とする懲役刑の上限の引き上げは適切でないとの意見が大半。
- 自然人に連動させて法人の時効を停止させるとなると、両罰規定を有するその他の法令に多大な影響があるため、不競法単体で結論を得ることは困難。

# (参考) 第4期審査における優先勧告：外国人従業員の管轄権（勧告14.b.）

## ● 現状の管轄権

- 国内で贈賄行為を行った者に加え、国外で贈賄行為を行った日本人について処罰（法人両罰有）

### <OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していない。
- 日本本社の従業員や国外の日本人従業員との間で贈賄罪の共謀を証明できた場合には、日本は管轄権を有する。
- 例えば、JTC事件では、海外で贈賄行為が行われたものの、JTCの日本人従業員が関与したものであったため、日本本社を両罰規定で処罰することができた。
- しかし、日本人が関与していないとされる二つの事案において、日本の管轄権の根拠はないと結論づけられたのではないか。
- 日本国外で日本人が関与していない場合にも、親会社の従業員に共謀がないか、あるいは日本から参加していないかといったことを調査すべきである。

[第4期対日審査報告書 P73-P74]

### <勧告内容>

14. 法人の法的責任について、WGBは日本に対して以下を勧告する。
- a. 適切な場合には、外国公務員贈賄事案において自然人及び法人の双方を訴追することにより、効果的に外国公務員贈賄と戦うために法人の法的責任について執行を強化すること。
  - b. 海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。
  - c. 外国公務員贈賄が完全に海外で発生し、かつそれらが日本企業又は現地子会社の外国人従業員によって実行された場合において、検察官があらゆる管轄権の基礎を徹底的に検討することを確保すること。
  - d. 特に、全てが海外において外国人によって実行された事を理由に、検察官が日本は刑事上の管轄権が欠如していると結論付ける場合、子会社に関連して発生した贈賄に関して、日本の親会社に対して不正会計を訴追する可能性について検察官が常に検討するよう確保すること。
  - e. 経済産業省の助言が海外で活動する日本企業のニーズに沿うものなるように、経済産業省が、受け付けた相談について、日本企業が直面する外国公務員贈賄リスクに関する調査データに沿って分析することを確保すること。

## (参考) 外国人従業員の管轄権 (勧告14.b.) : 研究会における議論

勧告14 (b) : 海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。

- 日本における外国公務員贈賄事案において、日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いところ、それらの者と共謀関係がない従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められないとの意見が大半。
- 外国公務員贈賄罪に保護主義又は世界主義を適用するとの考え方についても検討したが、これまでの保護主義・世界主義の考え方に照らして、直ちに、外国公務員贈賄罪に、これらの考え方を適用し場所的適用を拡充することは適切でない、との意見が大半。

(研究会での関連意見)

- 日本の法人の従業員と全く共謀もなく、日本の法人による特別な指揮命令系統の下にもない外国人の国外での違法行為について、日本法人に両罰規定を適用するのは、これまでの判例に照らしても難しいのではないか。仮に、管轄権が外国人の国外犯にも及ぶとしたとしても、実際に日本法人を処罰し得るケースは極めて限定的となるはずで、外国公務員贈賄についてのみ、このような形で例外的に管轄権を拡大するのは合理的とは思えない。
- 日本人や日本国内の者との共謀すら認められない外国人による日本国外での外国公務員贈賄事案では、我が国の利益が害されるわけでもなく、保護主義の考え方に基いて、外国人従業員の国外犯処罰を採用することは困難ではないか。
- 我が国の刑法には、条約による国外犯処罰の規定（刑法第4条の2）も存在するが、OECD条約はその第4条で国内犯処罰及び自国民による国外犯処罰を求めるにとどまっており、外国人従業員の国外犯処罰まで求めているわけではなく、現行の条約の法文のままでは適用できない。

# (参考) 外国公務員贈賄防止に関する研究会 (開催経緯・委員名簿)

## 外国公務員贈賄防止に関する研究会の開催経緯

- 第1回 令和2年1月7日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
- 第2回 令和2年2月21日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
  - ・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について
- 第3回 令和2年6月10日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて
  - ・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書(案)について
- 第4回 令和2年7月17日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて
  - ・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書(案)について

## 委員名簿 (敬称略・50音順)

座長	國廣 正	国広総合法律事務所 弁護士
	佐伯 仁志	中央大学法務研究科 教授
	佐々木 英靖	パナソニック株式会社 法務・コンプライアンス本部 法務部 部長
	澤口 実	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	下中 佑一郎	日本商工会議所・東京商工会議所 特別顧問企業 三和電気工業株式会社 総務部長
	高 巖	麗澤大学大学院経済研究科 教授
	長澤 貴夫	日本貿易会 法務委員会 副委員長 住友商事株式会社 法務部長
	名取 俊也	名取法律事務所 弁護士
	春田 雄一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 経済・社会政策局 局長
	古本 省三	日本製鉄株式会社 取締役 常任監査等委員
	和田 俊憲	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

(オブザーバー) 法務省、外務省、警察庁、中小企業庁、消費者庁、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人国際協力機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本貿易保険、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会、日本商工会議所・東京商工会議所